

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第三百五十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の  
規定により次の肥料を登録した。

昭和三十一年八月十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 目次

- ◇告示 肥料の登録
- 身体障害者福祉法による医師の指定
- 公有水面埋立の承認
- 肥料の登録有効期間の更新
- 県税外収入金徴収吏員証の交付
- 県税外収入金の滞納処分票の交付
- 土地改良事業計画の縦覧
- 建設業者の登録
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 市町村職員共済組合第三回組合会の招集

登録番号 ————— 肥料の名称 ————— 保証成分  
 (パーセント)

鳥取県第三三五号 五・〇 窒素全量 五・〇  
 菜種油粕 一・〇 加里全量 一・〇  
 磷酸全量 二・〇

住 生 産 所 一 氏 者 名  
日野郡多里村大字多里二六四

倉間 克雄

窒素全量 五・〇〇  
磷酸全量 二・〇〇  
加里全量 一・〇〇

西伯町法勝寺五三六

前田 好雄

鳥取県告示第三百五十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定にもとづき身体障害者が診断をう

ける医師を次のとおり指定した。

昭和三十一年八月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

指定診療科名 氏 名 住 所

外 科 北岡 義尊 倉吉市明治町一〇三一 北岡病院内 昭和三十一年七月二十八日

鳥取県告示第三百五十八号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条の規定により次のように公有水面の埋立を承認した。

昭和三十一年八月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 埋立の場所および面積 境港市外江町地先 六五〇、〇〇〇平方メートル
- 二 埋立の目的 物場場造成

- 三 埋立工事着手の期限 昭和三十一年八月十三日
- 四 埋立工事しゅん工期限 昭和三十三年三月三十一日
- 五 埋立の承認を受けた者 第三港湾建設局長

鳥取県告示第三百五十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定により登録の有効期間を更新した肥料は次のとおりである。

昭和三十一年八月十七日 鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 肥料の名称 保証成分（パーセント） 住 所 氏 名

第一〇号 菜種油粕 五・〇 二・〇 一・〇 気高郡鹿野町字寺内一三七ノ二 勝谷農業協同組合組合長理事 秦 源吉

第三〇号 五・三 二・三 一・三 東伯郡由良町由良宿一八五〇 岩美郡岩美町新井二八五 榎本 康介

第三五号 五・三 二・三 一・三 東伯郡赤碓町大字出一八七ノ一 成美農業協同組合組合長理事 高力 勝美

第四二号 五・三 二・三 一・三 倉吉市別所三六一 倉吉市別所三六一 松井時太郎

第四六号 五・三 二・三 一・三 東伯郡中山村樋口一 東伯郡中山村樋口一 木村 一男

第五五号 五・三 二・三 一・三 西伯郡岸本町眞野一〇六三 八郷農業協同組合組合長理事 西本 雄治

第七五号 五・三 二・三 一・三 日野郡溝口町一五三 日野郡溝口町一五三 谷口 忠雄

第七九号 五・三 二・三 一・三 八頭郡智頭町木原三〇 八頭郡智頭町木原三〇 佐々木通元

第八〇号 五・三 二・三 一・三 郡家町大字大坪五三四 郡家町大字大坪五三四 山本 一三

第九二号 四・五 二・〇 一・〇 下私都農業協同組合組合長理事 山本 一三

第九四号	五・三	〃	五・三	二・三	一・〇	〃	丹比村大字北山七二	太田 秀男
第一〇七号	〃	〃	五・三	二・三	一・三	〃	丹比村農業協同組合組合長理事	野口 金一
第一一五号	〃	〃	五・三	二・三	一・三	〃	西伯郡岸本町大殿九九	〃
第一二九	〃	〃	五・三	二・三	一・三	〃	大山町上方一、一三三	諸遊 康英
第一三一号	八・七	蚕蛹油粕	八・七	一・五	一	〃	高麗農業協同組合組合長理事	山田 寿明
第一三六号	五・五	菜種油粕粉末	五・五	二・三	一・三	〃	東伯郡由良町津原四三	坪内孝太郎
第一四二号	五・三	菜種油	五・三	二・三	一・三	〃	米子市旗ヶ崎五七八日本レイオン株式会社米子製糸工場	中野 嘉視
第一四五号	五・二	菜種油粕	五・二	二・三	一・三	〃	鳥取市吉方三二二	大森 正人
第一四六号	〃	〃	五・二	二・二	一・三	〃	岩美郡岩美町蒲生一、一三〇	細木 義文
第一五一号	五・三	〃	五・二	二・二	一・三	〃	米子市道笑町一一	景山 行
第一五二号	五・二	〃	五・三	二・三	一・三	〃	西伯郡西伯町阿賀五四五	仲田 松代
第一五四号	五・三	〃	五・二	二・二	一・三	〃	岸本町遠藤二六九	岡田 武幸
第一五六号	〃	〃	五・三	二・三	一・三	〃	会見町市山八八五	陶山 義輝
第一五七号	〃	〃	五・三	二・三	一・三	〃	淀江町淀江二二〇	後藤 豊彦
第一七四号	〃	〃	五・三	二・三	一・三	〃	名和町御来屋一、〇一三	中本 武雄
第一八一号	〃	〃	五・三	二・五	一・五	〃	米子市十日市町八五四	林原 善考
〃	〃	〃	五・三	二・三	一・三	〃	西伯郡淀江町小波一〇二二	鷺見 俊賢
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	名和町大字西坪二四五	〃

鳥取県告示第三百六十号  
督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百三三号）第十三条の規定による県税外収入金を徴収する者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十一年八月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

職名	氏名	番号	交付年月日
事務吏員	浜本 重徳	第一二九号	昭和三十一年八月十四日
〃	三輪 武雄	一三〇	〃
〃	宮谷 勝実	一三一	〃
〃	下田 勘一	一三二	〃
〃	田中 峰治	一三三	〃
〃	竺原 幸富	一三四	〃
〃	高崎 政市	一三五	〃
〃	井上 寿夫	一三六	〃
〃	宮内 忠	一三七	〃
〃	藤井 徹	一三八	〃

鳥取県告示第三百六十一号  
督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第三百三三号）第十三条の規定による県税外収入金の滞納処分を行う者の身分を示す証票を次のように交付した。

昭和三十一年八月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

職名	氏名	番号	交付年月日
事務吏員	浜本 重徳	第一二九号	昭和三十一年八月十四日
〃	大口 忠次	一三九	〃
〃	高橋 憲二	一四〇	〃
〃	井上 喜邦	一四一	〃
〃	豊田 良雄	一四二	〃
〃	滝本 為蔵	一四三	〃
〃	福井 秀雄	一四四	〃
〃	尾坂 昇	一四五	〃

三輪	武雄	一三〇〃	〃
宮谷	勝実	一三一〃	〃
下田	勘一	一三二〃	〃
田中	峰治	一三三〃	〃
竺原	幸富	一三四〃	〃
高崎	政市	一三五〃	〃
井上	寿夫	一三六〃	〃
宮内	忠	一三七〃	〃
藤井	徹	一三八〃	〃
大口	忠次	一三九〃	〃
高橋	憲二	一四〇〃	〃
井上	喜邦	一四一〃	〃
豊田	良雄	一四二〃	〃
滝本	為成	一四三〃	〃
福井	秀雄	一四四〃	〃
尾坂	昇	一四五〃	〃

鳥取県告示第三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、鳥取市大橋菜引一寿外十四人の者から大満土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十一年八月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- （一）土地改良事業計画書の写
- （二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年八月十八日から同年九月六日まで

三 縦覧の場所

鳥取市役所

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて

知事に申し立てること。

鳥取県告示第三百六十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定によ

登録番号	登録年月日	商号又は名称
鳥取県知事登録 （に）第四三一号	昭三一、六、七	八誠土建
〃 四三二号	〃	有限会社田村組
〃 四三三号	〃	岡島建設
〃 四三四号	〃	大森組
〃 四三五号	〃	有限会社八千代組
〃 四三六号	〃	有限会社大江組
〃 四三七号	〃	株式会社竹田組

り次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十一年八月十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

おもな営業所の所在地	申請者氏名
八頭郡船岡町	田村 政一
鳥取市西品治二九九	田村 義正
八頭郡家町大字万代寺	岡島 義美
鳥取市鹿野町五五ノ四	森下 昌寿
〃 寺町下区八七	依本千代蔵
〃 賀露町九六九	大江 正義
米子市祇園町三丁目六一	竹田 政蔵

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年八月十七日

鳥取県教育委員会委員長 大 島 高 蔵

- 一 日時 昭和三十一年八月二十八日午前十一時
- 一 場所 鳥取県教育委員会会議室

